

議案第 4 号

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例（令和元年杉並区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ア（ア）を次のように改める。

（ア） 保育に従事する者の数が、当該施設の主たる開所時間である 11 時間（開所時間が 11 時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。）において、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもおおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない小学校就学前子どもおおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない小学校就学前子どもおおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の小学校就学前子どもおおむね 30 人につき 1 人以上、かつ、一の施設につき 2 人以上、当該施設の主たる開所時間である 11 時間以外の時間帯については、常時 2 人（保育する小学校就学前子どもの数が 1 人である時間帯にあつては、1 人）以上であること。ただし、1 日に保育する小学校就学前子どもの数が 19 人以下である施設においては、複数の満 1 歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、1 人以上とすることができる。

第 3 条第 1 号ア（イ）中「以上は」を「（保育に従事する者が 2 人以下の場合に

あつては、1人)以上に相当する数のものが」に改め、「する事業実施区域」の次に「(以下「事業実施区域」という。)」を、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)」を加え、同号アに次のように加える。

(エ) 国家戦略特別区域限定保育士がその業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第3条第1号オ(ア)中「調理器具、配膳器具」を「調理、配膳」に改め、同号カ中「安全管理に」を「安全確保に」に改め、同号カ(カ)中「、医療用品等」を「その他の医療品」に改め、同号カ(チ)中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同号カ中(チ)を(ニ)とし、(タ)を(ナ)とし、同号カ(ソ)中「書面」の次に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、同号カ中(ソ)を(ト)とし、(セ)を(テ)とし、(ス)の次に次のように加える。

(セ) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。

(ソ) 賠償責任保険契約を締結する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。

(タ) 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事(指定都市等又は児童相談所設置市においては、当該指定都市等又は児童相談所設置市の長。以下「都道府県知事等」という。)に報告する体制がとられていること。

(チ) 事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していること。

(ツ) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

第3条第2号中「第6条の3第9項」の次に「又は第12項」を加え、同号ア（ア）中「おおむね」を削り、同号ア（ア）に次のただし書を加える。

ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども5人につき1人以上であること。

第3条第2号ア（イ）中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 前号ア（ウ）及び（エ）、ウ（ア）から（ウ）まで並びにエからカまでに掲げる基準の全てを満たしていること。この場合において、同号オ（ア）中「調理室」とあるのは、「調理設備」と読み替えるものとする。

第3条第3号ア中「おおむね」及び「原則」を削り、同号アに次のただし書を加える。

ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること。

第3条第3号イ中「全ての者」の次に「（採用の日から1年を超えていない者を除く。）」を加え、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号エ中「ウ（ウ）」を「及び（エ）」に、「（チ）」を「（ニ）」に、「基準」を「基準の全て」に改め、同号エ後段を次のように改める。

この場合において、同号エ（イ）中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ（ウ）中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同号エ（キ）中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同号カ（ア）中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ（キ）中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同号カ（コ）中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ（テ）中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。

第3条第3号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

第3条第4号アを次のように改める。

ア 保育に従事する者の数が小学校就学前子ども1人につき1人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であつて、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること。

第3条第4号イ中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号エ中「、ウ（ウ）」を「及び（エ）」に、「（チ）」を「（ニ）」に、「基準」を「基準の全て」に改め、同号エ後段を次のように改める。

この場合において、同号エ（イ）中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ（ウ）中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同号カ（ア）中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ（エ）中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同号カ（キ）中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同号カ（コ）中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ（テ）中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、同号カ（ニ）中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。

第3条第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に係る施設等利用費の支給について、対象となる施設の基準を改める必要がある。

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p>	<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p>
<p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p>	<p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p>
<p>(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。</p>	<p>(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。</p>
<p>ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。</p>

(ア) 保育に従事する者の数が、当該施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。）において、満1歳に満たない小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上、かつ、一の施設につき2人以上、当該施設の主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育する小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人）以上であること。ただし、1日に保育する小学校就学前子どもの数が19人以下である施設においては、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯

(ア) 保育に従事する者の数が、満1歳に満たない小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上であること。ただし、当該者の数は、2人を下ることはできないこと。

に限る。)については、1人以上とすることができる。

(イ) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1(保育に従事する者が2人以下の場合にあっては、1人)以上に相当する数のものが、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域(以下「事業実施区域」という。))内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。))。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。

(ウ) 略

(エ) 国家戦略特別区域限定保育士がその業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するとき、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示し

(イ) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1以上は_____、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域_____内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士_____。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。

(ウ) 略

ていないこと。

イ～エ 略

オ 給食に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 調理室、調理、配膳
__、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

(イ)及び(ウ) 略

カ 健康管理及び安全確保に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(オ) 略

(カ) 必要な医薬品その他の医療
品が備えられていること。

(キ)～(ス) 略

(セ) 事故発生時に適切な救命処
置が可能となるよう、訓練が実
施されていること。

(ソ) 賠償責任保険契約を締結す
る等、保育中の事故の発生に備
えた措置が講じられているこ
と。

(タ) 事故発生時に速やかに当該
事故の事実を都道府県知事（指
定都市等又は児童相談所設置市
においては、当該指定都市等又
は児童相談所設置市の長。以下
「都道府県知事等」という。）
に報告する体制がとられている
こと。

イ～エ 略

オ 給食に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 調理室、調理器具、配膳器
具、食器等の衛生管理が適切に行
われていること。

(イ)及び(ウ) 略

カ 健康管理及び安全管理に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(オ) 略

(カ) 必要な医薬品、医療用品等
__が備えられていること。

(キ)～(ス) 略

(2) 児童福祉法第6条の3第9項又は第12項に規定する業務を目的とする施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下であるもの次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 保育に従事する者の数が小学校就学前子ども_____3人につき1人以上であること。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども5人につき1人以上であること。

(イ) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

(2) 児童福祉法第6条の3第9項_____に規定する業務を目的とする施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下であるもの次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 保育に従事する者の数が小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上であること。

(イ) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 略

ウ 前号ア（ウ）及び（エ）、ウ（ア）から（ウ）まで並びにエからカまでに掲げる基準の全てを満たしていること。この場合において、同号オ（ア）中「調理室」とあるのは、「調理設備」と読み替えるものとする。

(3) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であつて、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者の数が小学校就学前子ども _____ 1人につき _____ 1人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であつて、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること。

イ 保育に従事する全ての者 （採用の日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 防災上の必要な措置を講じてい

イ 略

ウ 前号ア（ウ）、ウ（ア）及び（ウ）、エ、オ並びにカに掲げる基準を満たしていること。

(3) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であつて、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者の数が小学校就学前子どもおおむね1人につき 原則1人以上であること。

イ 保育に従事する全ての者 _____
_____が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ること。

エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ
(ア)から(エ)まで及び(カ)
から(シ)まで並びにカ(ア)、
(エ)及び(キ)から(ニ)まで
に掲げる基準の全てを満たしている
こと。この場合において、同号
エ(イ)中「なされた保育の計画
が定められている」とあるのは
「なされている」と、同号エ
(ウ)中「カリキュラムが設定さ
れ、かつ、それ」とあるのは「保
育」と、同号エ(キ)中「施設
長」とあるのは「施設の設置者又
は管理者」と、同号カ(ア)中
「登園及び降園」とあるのは「預
かり及び引渡し」と、同号カ
(キ)中「小学校就学前子どもが
感染症にかかっていることが分か
った場合には、かかりつけ医の指
示に従うよう保護者に対し指示」
とあるのは「感染予防のための対
策」と、同号カ(コ)中「保育室
での」とあるのは「保育中の」
と、同号カ(テ)中「の見やすい
場所に掲示」とあるのは「に対し
書面等により提示等」と読み替え
るものとする。

ウ 略

エ 第1号ア(ウ)、ウ(ウ)、エ
(ア)から(エ)まで及び(カ)
から(シ)まで並びにカ(ア)、
(エ)及び(キ)から(チ)まで
に掲げる基準_____を満たしている
こと。この場合において、同号
カ(セ)中「の見やすい場所に掲
示」とあるのは、「に対し書面に
より提示」と読み替えるものとす
る。

(4) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であつて、前号に掲げる施設以外のもの次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者の数が小学校就学前子ども1人につき1人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であつて、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること。

イ 保育に従事する者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)、(ク)、(ケ)、(サ)及び(シ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ニ)までに掲げる基準の全てを満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定めら

(4) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であつて、前号に掲げる施設以外のもの次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者が保育する小学校就学前子どもの数が原則1人であること。

イ 保育に従事する者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 略

エ 第1号ア(ウ)、ウ(ウ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)、(ク)、(ケ)、(サ)及び(シ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(チ)までに掲げる基準を満たしていること。この場合において、同号カ(エ)中「採用時及び1年」とあるのは

れている」とあるのは「なされて
いる」と、同号エ（ウ）中「カリ
キュラムが設定され、かつ、そ
れ」とあるのは「保育」と、同号
カ（ア）中「登園及び降園」とあ
るのは「預かり及び引渡し」と、
同号カ（エ）中「採用時及び1
年」とあるのは「1年」と、同号
カ（キ）中「小学校就学前子ども
が感染症にかかっていることが分
かった場合には、かかりつけ医の
指示に従うよう保護者に対し指
示」とあるのは「感染予防のため
の対策」と、同号カ（コ）中「保
育室での」とあるのは「保育中
の」と、同号カ（テ）中「の見や
すい場所に掲示」とあるのは「に
対し書面等により提示等」と、同
号カ（ニ）中「職員及び保育」と
あるのは「保育」と読み替えるも
のとする。

「1年」と、同号カ（セ）中「の
見やすい場所に掲示」とあるのは
「に対し書面により提示」と読み
替えるものとする。